

平成17年度丸亀市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び丸亀市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年丸亀市条例第197号）第6条の規定に基づき、平成17年度の丸亀市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成18年12月

丸亀市長 新井 哲二

I 職員の任免及び職員数に関すること

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況

(平成17年度)

任用		退職		
採用	昇任	定年	勸奨	自己都合 その他
0人	232人	13人	27人	11人

2 職員数

(1) 部門別職員数の状況

(平成17年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成16年度	平成17年度		
一 般 行 政	議 会	12人	9人	△3人	
	総 務	147人	152人	5人	
	税 務	41人	39人	△2人	
	民 生	315人	298人	△17人	
	衛 生	128人	129人	1人	
	労 働	1人	1人	0人	
	農林水産	37人	33人	△4人	
	商 工 土 木	10人 72人	10人 70人	0人 △2人	
	小 計	763人	741人	△22人	[参考：類似団体の職員数 625人]
特 別 行	教 育	205人	192人	△13人	
	消 防	121人	121人	0人	
	小 計	326人	313人	△13人	
公 営 企 業 等 会 社	水 道	57人	53人	△4人	
	下 水	25人	21人	△4人	
	そ の 他	75人	65人	△10人	
	小 計	157人	139人	△18人	
合 計		1,246人	1,193人	△53人	全体として合併により、 退職者不補充による減等

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	17人	48人	125人	134人	100人	89人	130人	171人	197人	181人	0人	1193人

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	223人削減

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

980人

II 職員の給与に関すること

1 人件費の状況「普通会計決算」

(平成16年度)

住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
111,102人	395億9159万4千円	19億1063万9千円	102億8132万2千円	26.0%

(注) 1 実質収支とは当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差引いた額から、翌年度へ繰り越すべき財源を控除したものである。

2 人件費には議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、共済費等を含む。

2 職員給与費の状況「普通会計予算」

(平成17年度)

職員数 A	給与費				一人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,022人	43億9538万5千円	5億8976万2千円	18億255万8千円	67億8770万5千円	6,642千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

3 職員数は普通会計に属する職員数である。

3 職員の平均年齢、平均給料月額状況

(平成17年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
45.6歳	370,922円	44.0歳	327,886円

(注) 1 「平均給料月額」とは17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

4 職員の初任給の状況

(平成17年4月1日現在)

		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円

5 職員の経験年数別平均給料月額

(平成17年4月1日現在)

区分	経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	281,200円	325,000円	386,400円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況

(平成17年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
職員数(人)	10	49	171	157	87	192	342	133	49	3
構成比(%)	0.8	4.1	14.3	13.2	7.3	16.1	28.7	11.1	4.1	0.3

7 職員手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

(17年度支給割合)		
	6月期	期末手当 1. 4月分 勤勉手当 0. 7月分
	12月期	期末手当 1. 6月分 勤勉手当 0. 75月分
	計	3. 0月分 1. 45月分

(2) 退職手当

(平成17年4月1日現在)

(支給率)	勸奨・定年
勤続20年	27. 3月分
勤続25年	42. 12月分
勤続35年	59. 28月分
最高限度額	59. 28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
退職時特別昇給 原則1号	

(3) 特殊勤務手当

(平成17年4月1日現在)

主な手当の名称	
清掃作業手当	消防業務手当

(4) その他の手当

(平成17年4月1日現在)

手当名	内容	支給額
扶養手当	配偶者	13,500円
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	各6,000円

手当名	内 容	支給額
	扶養親族でない配偶者を有する場合1人目	6,500円
	配偶者がいない場合1人目	11,000円
	そ の 他	各5,000円
	満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	各5,000円加算
住居手当	最高支給限度額	29,000円
通勤手当	最高支給限度額	55,000円

8 特別職の報酬等の状況

(平成17年4月1日現在)

区 分		給料月額等		
給 料	市助 収 入	長 役 役	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			971,000円 765,000円 707,000円	1,029,000円/679,000円 841,000円/697,500円 750,000円/607,500円
			報 酬	議 副 議
期 末 手 当	市助 収 入	長 役 役	(17年度支給割合) 3.3月分	
			議 副 議	長 長 員

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

1 勤務時間

(平成17年4月1日現在)

区 分	時 間 等
開 始 時 刻	午前8時30分
終 了 時 刻	午後5時15分
週 休 日	日曜日及び土曜日
1 週 間 の 正規の勤務時間	40時間

2 その他の勤務条件

(1) 休暇

(平成17年4月1日現在)

休 暇 の 種 類	
年次有給休暇	
病 気 休 暇	
特 別 休 暇	選挙権等の行使、証人・参考人として出頭、骨髄移植、結婚休暇、産前休暇、産後休暇、育児時間、出産補助休暇、出産前後の夫の育児参加、子の看護休暇、忌引き、追悼、夏季休暇、災害等により住居が損壊した場合等の復旧、災害等により交通機関の事故等により出勤が困難、災害等により退勤途上の危険回避、生理休暇、保健指導・健康診査休暇
介 護 休 暇	

(2) 育児休業制度

(平成17年4月1日現在)

種 類	事 由	期 間	給 料
育 児 休 業	3歳に満たない子を養育する職員	子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業		1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

1 分限処分の状況

(平成17年度)

内 容	人数	事案の概要
休職	4	心身の故障のため

(注) 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

2 懲戒処分の状況(1市2町計)

(平成16年度)

内 容	人数	概 要
—	0	—

V 職員の服務に関すること

営利企業等従事許可の状況

(平成17年度)

件数
14

VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

1 職員の研修

(平成17年度)

区 分	修了者数 (延べ人数)
一 般 研 修	55人
特 別 研 修	77人
派 遣 研 修	43人
独 自 研 修	1,591人

2 勤務成績の評定

(1) 勤務成績の評定制度の概要

(平成17年4月1日現在)

評定の目的		職員一人ひとりの能力や適性を活かし、伸ばすことによる多彩な人材育成・確保や能力・実績に応じた処遇によるインセンティブの付与など。	
評 定 者			第一次評定者
		部 長 等	助役等
		課 長 等	部長等
		副 課 長 等	課長等
		一 般 職	副課長等
対象職員	職 種	全職種 (医師を除く。)	
	職 位	全職位 (医師を除く。)	

(2) 勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしています。

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

福利厚生の状況

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

区分	内容
職員の保健等に関すること	定期健康診断の実施、職場の分煙対策など
共済組合	<p>◎短期給付＝公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険給付＝療養給付、入院時食事療養費、特定療養費、高額医療費など ○休業給付＝傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など ○災害給付＝弔慰金、災害見舞金、家族弔慰金 <p>◎長期給付＝老後の経済生活を支援するための給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○退職共済年金＝組合員期間が 1 カ月以上ある場合、一定条件を満たすことにより 65 歳から支給（65 歳未満で受給できる特例あり） ○障害共済年金・一時金＝組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給 ○遺族共済年金＝組合員または組合員であった者が死亡したとき遺族に支給 <p>◎福祉事業＝保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健事業＝健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など ○宿泊事業＝共済組合直営施設の利用助成 ○貯金事業＝普通貯金の受入れ ○貸付事業＝普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など
互助会	短期人間ドック等補助金、入学祝金、結婚祝金、交通災害見舞金など

2 公務災害補償

公務災害等の認定状況

(平成 17 年度)

公務災害	通勤災害	計
15 件	4 件	19 件

3 措置要求・不服申立て

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

16年度末 継続件数	17年度内 要求件数	17年度内 処理件数	17年度末 継続件数
0件	0件	0件	0件

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

16年度末 継続件数	17年度内 申立件数	17年度内 処理件数	17年度末 継続件数
1件	16件	17件	0件